

じよげん 助言・あっせんについて

ぎろん 【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん もと じこう
条例の骨子(案)に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。
- 1 しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか ふうりてきはいりよ ふていきよう
障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供について、
けん そうだん かいけつ み こ ち じ たい かいけつ じよげんまた
県への相談では解決が見込めないときは、知事に対し、解決のための助言又
はあっせんを求めることができる仕組みを規定する。
- 2 ち じ じよげんまた もと ばあい ひつよう おう こうせい
知事は、助言又はあっせんの求めがあった場合には、必要に応じて、公正・
ちゅうりつ だいさんしゃきかん ちょうせいいんかい じよげんまた
中立な第三者機関たる調整委員会に助言又はあっせんを求めるとし、
とうがいちょうせいいんかい かんけいしゃ せつめいまた しりょう ていしゆつ もと
当該調整委員会は関係者に説明又は資料の提出を求めることができるこ
とを規定する。
- 3 ちょうせいいんかい じあん かいけつ じよげんまた おこな
調整委員会は、事案を解決するため、助言又はあっせんを行うことを
きてい じあん せいしつじょうじよげんまた てきとう
規定する（ただし、事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でな
いときは除くこととする。）。
のぞ
- 4 ちょうせいいんかい じあん かいけつ ひつよう あん さくせい とうじしゃ
調整委員会は、事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者
ていじ きてい
に提示することができることを規定する。
- 5 せいとう りゆう かんけいしゃ せつめいまた しりょう ていしゆつ きよひ ばあい さべつ
正当な理由なく、関係者が説明又は資料の提出を拒否した場合や、差別
とう みと もの ちょうせいいんかい あん じゆたく
等をしたと認められる者が、調整委員会からのあっせん案を受諾しないと

きは、知事はその者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる
ことを規定する。

6 知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者に対しては、その者への意見
聴取等を経て、その旨を公表できることを規定する。

7 調整委員会は、知事が任命する委員10人以内で組織することとし、委員
には、守秘義務を課すことを規定する。

○ これについて、御意見はありますか。